6　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　歯科医師法施行規則（昭和23年厚生省令第48号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、受験願書には、受験する試験区分（学説試験又は実地試験）を必ず明記すること。

イ　受験資格を証する書類

ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（シヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ　戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類。また、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。）　出願前３月以内に発行されたもの。

オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及び宛先を記載し、392円分の郵便切手を貼り付け、簡易書留の表示をしたもの。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、学説試験は平成29年５月８日（月曜日）から５月26日（金曜日）まで、実地試験は同年10月24日（火曜日）から11月10日（金曜日）までに厚生労働省医政局歯科保健課（郵便番号100―8916、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号、電話番号03（5253）1111内線2583）に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までであること。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、簡易書留郵便をもって送付すること。この場合、学説試験においては平成29年５月26日（金曜日）、実地試験においては同年11月10日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、学説試験及び実地試験それぞれ35,000円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の送付　受験票は、受験手続を行った者宛て郵送する。

なお、学説試験にあっては平成29年６月15日（木曜日）、実地試験にあっては同年11月28日（火曜日）までに受験票が到着しない場合は、厚生労働省医政局歯科保健課に問い合わせること。

7　合格の通知

学説試験第１部試験の合格者にあっては平成29年７月31日（月曜日）、学説試験第２部試験の合格者にあっては同年10月23日（月曜日）、実地試験の合格者にあっては同年12月25日（月曜日）に、本人に合格した旨を通知する。

8　その他

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成29年５月26日（金曜日）までに厚生労働省医政局歯科保健課に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9　８に関する問い合わせ先

郵便番号100―8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局歯科保健課

電話番号03（5253）1111内線2583　ＦＡＸ番号03（3595）8687

公　告

諸　事　項

工場財団

仙台市青葉区一番町四丁目４番33号トレンドビル**株式会社久保田本店**の工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年５月１日　　仙台法務局古川支局

東京都目黒区下目黒一丁目１番11号目黒東洋ビル６階**株式会社A&S　Holdings**の工場財団に長野県伊那市富県1252番地１A&S上新山第四発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年５月１日

長野地方法務局伊那支局

東京都目黒区下目黒一丁目１番11号目黒東洋ビル６階**株式会社A&S　Holdings**の長野県伊那市富県1257番地イA&S上新山第五発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年５月１日

長野地方法務局伊那支局

東京都目黒区下目黒一丁目１番11号目黒東洋ビル６階**株式会社A&S　Holdings**の長野県伊那市富県1045番地１A&S上新山第六発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年５月１日

長野地方法務局伊那支局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２９年（家）第１６１号

函館市東山３丁目33番８号

申立人　山本　政清

本籍北海道函館市船見町６番地、最後の住所函館市白鳥町18番６号、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日平成28年12月20日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和12年10月25日、職業無職

被相続人　亡　工藤　清江

事務所函館市柳町９番14号

相続財産管理人　弁護士　野﨑　　渉

函館家庭裁判所

平成２９年（家）第２９６号

北海道厚岸郡厚岸町宮園１丁目263番地

申立人　簑島　敏美

本籍北海道厚岸郡厚岸町大字真龍町番外地、最後の住所釧路市鶴丘42番地の１　鶴が丘学園、死亡の場所北海道釧路市、死亡年月日平成29年１月14日、出生の場所北海道厚岸郡厚岸町、出生年月日昭和20年６月１日、職業無職

被相続人　亡　簑島　武夫

釧路市北大通６丁目１番７号　高橋ビル３階　たかはた法律事務所

相続財産管理人　高畑　哲也

釧路家庭裁判所

平成２９年（家）第９０１４号

大阪市北区梅田３丁目３番５号

申立人　大和ハウス工業株式会社

本籍秋田県大仙市太田町三本扇字篠沢46番地、最後の住所秋田市手形田中４番48号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日平成22年９月21日、出生の場所岩手県和賀郡湯田村、出生年月日昭和２年１月13日、職業自営業

被相続人　亡　中川　輝夫

事務所秋田市山王６丁目19番８号

相続財産管理人　司法書士　鈴木　敏夫

秋田家庭裁判所